

報 道 資 料

平成31年2月26日
総務部法務文書課
県政情報係 中島、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第211号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第178号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成31年2月25日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（県民サービス課）
- ◎ 対象行政文書：奈良県公安委員会の会議に際して、奈良県警察本部長及び部下職員が意見や報告を述べる際に作成した手持ち資料
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、開示請求書において、「奈良県公安委員会の会議に際して、奈良県警察本部長及び部下職員が意見や報告を述べる際に作成した手持ち資料」の開示を求めている。

一般的に、「手持ち資料」とは、実施機関の職員が会議で説明又は報告（以下「説明等」という。）を行う場合において、会議資料やその参考となる資料に、自らの説明等に必要となる補足事項を記載したうえで、会議に持参している資料と考えられる。

したがって、本件開示請求に対応する文書は、奈良県公安委員会の会議（以下「本件会議」という。）で説明等を行う実施機関の職員（以下「説明者」という。）が本件会議に持参した、本件会議の資料やその参考となる資料に自らの説明等に必要となる補足事項が記載された文書（以下「本件対象文書」という。）であると考えるのが相当である。

そして、審査請求人は、審査請求書において、会議における説明等に必要となる資料は、組織共用文書としての性質を備えている旨主張しているのに対し、諮問実施機関は、本件対象文書は実施機関の職員が自らの説明等の便宜に供するための文書であり、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しない旨主張している。

また、審査請求人は、本件決定に係る理由付記について、単に根拠条項を示しただけに過ぎない本件決定は、理由付記制度の趣旨に鑑みれば、理由付記の要件を欠くものであるから、原処分を取り消すべきである旨主張している。

以上のことから、本件事案の争点は、本件対象文書が条例第2条第2項に規定する行政文書に該当するか否か及び本件決定における理由付記の妥当性についてである。

2 本件対象文書の条例第2条第2項該当性について

条例に基づく開示請求の対象となる「行政文書」については、条例第2条第2項本文において、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されている。

本件対象文書について、実施機関は、説明者が本件会議における説明等に使用することを目的としているものである旨説明していることから、職務上作成されたものであると認められる。

次に、本件対象文書が、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態にあるかどうかという点について、諮問実施機関は、本件対象文書は、自らの説明の便宜のために、説明者自らが会議の資料等に加筆したものであり、他の実施機関の職員に配布することもなく、専ら当該職員の判断で処理することができるものであると主張している。

先述のとおり、一般的に、「手持ち資料」とは、実施機関の職員が会議における説明等を行う場合において、会議資料やその参考となる資料に、自らの説明等に必要となる補足事項を記載したうえで、会議に持参している資料と考えるのが相当であり、これらの資料が本件会議に説明者が持参したものであるとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、その他に本件開示請求に対応する文書が存在

すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件対象文書は、本件会議の資料やその参考となる資料に、説明者が自らの説明等に必要
な補足事項を記載した文書であると考えるのが相当であり、説明等を行う事項を説明者自らが失念するこ
とのないように作成された備忘録としての性質のみを有すると解するのが相当である。

これらのことから、本件対象文書は実施機関の職員に組織的に用いられるものとは認められない。

以上のことから、本件対象文書は、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないとする諮問実施
機関の説明は是認できると判断する。

3 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する
旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定
されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保する
とともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

一般的に、文書の不存在を理由とする不開示決定においては、文書を作成又は取得していないのか、あ
るいは作成又は取得した後に廃棄したのか等、当該文書不存在となった要因についても理由として付記す
ることが求められる。

この点、当審査会が、本件決定に係る行政文書不開示決定通知書を見分したところ、開示しないことと
した理由欄に、「条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないため」と、本件行政文書が存在で
ない理由が適用される条文番号とともに記載されていることから、本件決定に係る理由付記は、本件決定
を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年12月18日		
② 決定	平成23年12月27日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成24年1月9日		
④ 諮問	平成24年1月19日		
⑤ 経過	平成30年8月29日	第222回審査会	審議
	平成30年10月5日	第223回審査会	審議
	平成30年10月26日	第224回審査会	審議
	平成30年11月28日	第225回審査会	審議
	平成30年12月27日	第226回審査会	審議
	平成31年1月31日	第227回審査会	審議